

別表（第3条関係）

（1）経営安定対策貸付

ア 経営安定資金

項 目	内 容
融 資 目 的	県内中小企業者の経営基盤の安定に必要な長期の事業資金（以下「長期資金」という。）及び資金繰りの安定に必要な短期の事業資金（以下「短期資金」という。）の融通の円滑化を図り、中小企業の経営安定に資する。
融 資 対 象	県内において事業を継続し、かつ、県税を完納している中小企業者のうち、次のいずれかに該当する者。 ただし、短期資金については、（1）及び（2）の要件は不要とする。 （1）直近期の税務申告決算と直近期の前期以前3期のいずれかの税務申告決算とを比較し、売上高の減少又は経常利益（個人事業者は所得金額とする。）が減少している者 （2）中小企業信用保険法第2条第4項（経営安定関連特例）に規定する特定中小企業者（セーフティネット認定企業）
資 金 使 途	運転資金、設備資金（ただし、短期資金は運転資金に限る。）
金 利	長期資金 年2.5%以内 ただし、セーフティネット保証5号認定企業が運転資金（既往借入金の返済資金を除く。）に使用する場合は、特別利率として年1.8%とする。 短期資金 年2.10%
融 資 限 度 額	1企業当り 5,000万円 ただし、セーフティネット保証5号認定企業にかかる特別利率適用は、3,000万円 短期資金は1,000万円（組合2,000万円）
融 資 期 間	長期資金 運転資金 7年以内（うち据置1年以内） 設備資金 10年以内（うち据置2年以内） 短期資金 運転資金 1年以内
償 還 方 法	分割払又は一括払 ただし、長期資金は、原則として分割払とする。
担 保 ・ 保 証 人	取扱金融機関又は保証協会の定めるところによる。

保 証 料	<p>保証料率は、保証協会が判定する融資対象者の経営状況に応じて、下表のとおり9段階の中から設定する。 (融資額に対する年率)</p> <table border="1" data-bbox="438 257 1460 392"> <tr> <th>カテゴリ</th> <th></th> <th></th> <th></th> <th></th> <th></th> <th></th> <th></th> <th></th> <th></th> </tr> <tr> <td>有担保</td> <td>1.20%</td> <td>1.10%</td> <td>1.00%</td> <td>0.90%</td> <td>0.70%</td> <td>0.65%</td> <td>0.60%</td> <td>0.50%</td> <td>0.35%</td> </tr> <tr> <td>無担保</td> <td>1.30%</td> <td>1.20%</td> <td>1.10%</td> <td>1.00%</td> <td>0.80%</td> <td>0.75%</td> <td>0.70%</td> <td>0.60%</td> <td>0.45%</td> </tr> </table> <p>ただし、経営安定関連特例保険1号から4号及び6号を利用する場合は年率0.65%、同保険5号を利用する場合は0.60%、同保険7号、8号を利用する場合は年率0.55%とする。</p> <p>なお、保証協会が定める定性要因を満たす事業者については、上記保証料率から所定の料率を割引く。</p>	カテゴリ										有担保	1.20%	1.10%	1.00%	0.90%	0.70%	0.65%	0.60%	0.50%	0.35%	無担保	1.30%	1.20%	1.10%	1.00%	0.80%	0.75%	0.70%	0.60%	0.45%
カテゴリ																															
有担保	1.20%	1.10%	1.00%	0.90%	0.70%	0.65%	0.60%	0.50%	0.35%																						
無担保	1.30%	1.20%	1.10%	1.00%	0.80%	0.75%	0.70%	0.60%	0.45%																						
申 込 方 法	取扱金融機関又は保証協会の定める方法																														
申 込 先	保証協会、商工組合中央金庫、十八銀行、親和銀行、長崎銀行、佐賀銀行、西日本シティ銀行、福岡銀行、北九州銀行、肥後銀行、三菱東京UFJ銀行、佐賀共栄銀行、たちばな信用金庫、九州ひぜん信用金庫、佐世保中央信用組合、福江信用組合、長崎三菱信用組合、長崎県医師信用組合、長崎県民信用組合、近畿産業信用組合																														
備 考	セーフティネット保証5号認定企業に係る特別利率適用は当面の間とする。																														

ア - 2 経営安定資金（東日本大震災関連特別枠）

項 目	内 容
融 資 目 的	東日本大震災による影響のため経営の安定に支障を生じている中小企業者に対し、必要とする運転資金の融通の円滑化を図り、中小企業の資金繰りを支援する。
融 資 対 象	県内において事業を継続し、かつ、県税を完納している中小企業者のうち、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号）第128条第1項第2号に基づく認定を受けた者
資 金 使 途	運転資金
融 資 限 度 額	別枠3,000万円
金 利	年1.80%
融 資 期 間	10年以内（うち据置2年以内）
償 還 方 法	取扱金融機関の定めるところによる。
担 保 ・ 保 証 人	取扱金融機関又は保証協会の定めるところによる。
保 証 料	年0.45%
申 込 方 法	取扱金融機関又は保証協会の定める方法
申 込 先	保証協会、商工組合中央金庫、十八銀行、親和銀行、長崎銀行、佐賀銀行、西日本シティ銀行、福岡銀行、北九州銀行、肥後銀行、三菱東京UFJ銀行、佐賀共栄銀行、たちばな信用金庫、九州ひぜん信用金庫、佐世保中央信用組合、長崎三菱信用組合、長崎県民信用組合、近畿産業信用組合
取 扱 期 間	平成23年6月1日から平成24年3月31日の貸付実行分まで

(2) 小規模企業者等対策貸付

ア 小規模企業者支援資金

項 目	内 容
融 資 目 的	責任共有制度導入による小規模企業者への影響を緩和するため、責任共有制度対象外の国の全国統一保証制度である「小口零細企業保証」を活用した県制度を創設することにより、県内小規模企業者の事業資金の調達を確保し、もって経営の安定に資する。
融 資 対 象	保証協会の保証による借入れが、この資金の借入れを含めて1,250万円を超えない者であって、次のいずれかに該当する者 (1) 県内において事業を継続し、県税を完納している小規模企業者。 (2) 小規模企業者(組合を除く。)のうち、特別小口保険を利用する者は、県内で同一の業種に係る事業を1年以上継続して行い、源泉徴収による所得税以外の所得税(法人である場合は法人税)、事業税又は県民税、市町村民税の所得割(地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による障害者控除額、老年者控除額又は寡婦控除額を控除されたことにより、県民税又は、市町村民税の所得割の税額がなくなった者である場合は均等割)のいずれかについてこの資金の借入申込日以前1年間において納期(延滞、納税の猶予又は納期限の延長に係る期限を含む。)が到来した税額がある者であって、かつ当該税額(延納、納税の猶予又は納期限の延長があった場合は、これに係る期限がこの資金の借入申込日の翌日以降に到来するものを除く。)を完納している者
資 金 使 途	運転資金、設備資金
融 資 限 度 額	1,250万円
金 利	年2.45%以内
融 資 期 間	運転資金 7年以内(うち据置1年以内) 設備資金 10年以内(うち据置2年以内)
償 還 方 法	分割又は一括払
担 保 ・ 保 証 人	取扱金融機関又は保証協会の定めるところによる。 ただし、融資対象(2)については、不要。

項 目	内 容																														
保 証 料	<p>保証料率は、保証協会が判定する融資対象者の経営状況に応じて、下表のとおり9段階の中から設定する。（融資額に対する年率）</p> <table border="1" data-bbox="437 434 1461 568"> <thead> <tr> <th>カテゴリー</th> <th></th> <th></th> <th></th> <th></th> <th></th> <th></th> <th></th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>有担保</td> <td>1.50%</td> <td>1.35%</td> <td>1.20%</td> <td>1.05%</td> <td>0.90%</td> <td>0.85%</td> <td>0.80%</td> <td>0.60%</td> <td>0.40%</td> </tr> <tr> <td>無担保</td> <td>1.60%</td> <td>1.45%</td> <td>1.30%</td> <td>1.15%</td> <td>1.00%</td> <td>0.95%</td> <td>0.90%</td> <td>0.70%</td> <td>0.50%</td> </tr> </tbody> </table> <p>ただし、経営安定関連特例保険1号から4号及び6号から8号を利用する場合は年率0.65%、同保険5号を利用する場合は年率0.60%とし、特別小口保険を利用する場合は年率0.65%とする。</p> <p>なお、保証協会が定める定性要因を満たす事業者については、上記保証料率から所定の料率を割引く。</p>	カテゴリー										有担保	1.50%	1.35%	1.20%	1.05%	0.90%	0.85%	0.80%	0.60%	0.40%	無担保	1.60%	1.45%	1.30%	1.15%	1.00%	0.95%	0.90%	0.70%	0.50%
カテゴリー																															
有担保	1.50%	1.35%	1.20%	1.05%	0.90%	0.85%	0.80%	0.60%	0.40%																						
無担保	1.60%	1.45%	1.30%	1.15%	1.00%	0.95%	0.90%	0.70%	0.50%																						
申 込 方 法	<p>取扱金融機関又は保証協会の定める方法</p> <p>ただし、融資対象(2)については、信用保証委託申込書に所得税(法人税)、県民税又は市町村民税のいずれかの過去1年間の納税証明書を添付する。</p>																														
申 込 先	<p>保証協会、商工組合中央金庫、十八銀行、親和銀行、長崎銀行、佐賀銀行、西日本シティ銀行、福岡銀行、北九州銀行、肥後銀行、三菱東京UFJ銀行、佐賀共栄銀行、たちばな信用金庫、九州ひぜん信用金庫、佐世保中央信用組合、福江信用組合、長崎三菱信用組合、長崎県医師信用組合、長崎県民信用組合、近畿産業信用組合</p>																														

イ 下請企業・協同組合振興資金

項 目	内 容
融 資 目 的	<p>(1) 親事業者等からの発注減少等に伴い、地域経済に大きな影響を及ぼす下請企業の資金調達の円滑化を図り、もって下請企業の経営の安定に資する。</p> <p>(2) 県内の中小企業協同組合、協業組合等の経営の合理化、設備の近代化並びに経営の安定のために必要な資金の融通の円滑化を図り、もって組合の振興に資する。</p>
融 資 対 象	<p>次のいずれかに該当する者</p> <p>(1) 下請企業手形割引あっせん枠 県内に事業所を有する中小企業者のうち、下請中小企業振興法に基づき、長崎県産業振興財団（以下「振興財団」という。）に登録されている下請事業者が支払条件の悪化により、資金繰りに支障をきたし、手形割引を必要とする者。 ただし、手形割引の範囲は、下請代金としての受取手形又は振興財団のあっせんによる取引にかかる受取手形のうち、支払日が手形振出日から起算して60日を経過する日以後に到来するもの。</p> <p>(2) 協同組合振興枠 長崎県中小企業団体中央会（以下「中央会」という。）に加入し、その指導を受けている組合であって、次の全ての要件に該当する組合 転貸資金の場合は、金融事業の規約が規定されている組合 組合専従役員又はこれに準ずる担当役員が設置されている組合 行政機関に報告すべき決算関係書類及び届出事項が適切に行われている組合 組合の理事全員が連帯して保証することができる組合 既往の借入金返済が円滑に行われている組合</p>
資 金 使 途	<p>運転資金、設備資金 ただし、融資対象（1）については、運転資金に限る。</p>
金 利	<p>年 2 . 5 0 % (1 年以内 2 . 1 0 %)</p>
融 資 限 度 額	<p>融資対象（1） 2 , 0 0 0 万円（ただし、協同組合の場合は 5 , 0 0 0 万円） 融資対象（2） 5 , 0 0 0 万円（転貸の場合は、一組合員 1 , 0 0 0 万円） ただし、知事が特に必要と認める場合知事が認めた額</p>
融 資 期 間	<p>融資対象（1） 1 2 0 日（割引期間） 融資対象（2） 運転資金 7 年以内（うち据置 1 年以内） 設備資金 1 0 年以内（うち据置 2 年以内）</p>

項 目	内 容																														
償 還 方 法	取扱金融機関の定める方法																														
担 保 ・ 保 証 人	取扱金融機関の定めるところによる。																														
保 証 料	<p>融資対象（１） 原則として保証付きとしない。</p> <p>融資対象（２） 必要な場合保証付きとする。 保証料率は、保証協会が判定する融資対象者の経営状況に応じて、下表のとおり９段階の中から設定する。 (融資額に対する年率)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>カテゴリー</th> <th></th> <th></th> <th></th> <th></th> <th></th> <th></th> <th></th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>有担保</td> <td>1.20%</td> <td>1.10%</td> <td>1.00%</td> <td>0.90%</td> <td>0.70%</td> <td>0.65%</td> <td>0.60%</td> <td>0.50%</td> <td>0.35%</td> </tr> <tr> <td>無担保</td> <td>1.30%</td> <td>1.20%</td> <td>1.10%</td> <td>1.00%</td> <td>0.80%</td> <td>0.75%</td> <td>0.70%</td> <td>0.60%</td> <td>0.45%</td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、保証協会が定める定性要因を満たす事業者については、上記保証料率から所定の料率を割引く。</p>	カテゴリー										有担保	1.20%	1.10%	1.00%	0.90%	0.70%	0.65%	0.60%	0.50%	0.35%	無担保	1.30%	1.20%	1.10%	1.00%	0.80%	0.75%	0.70%	0.60%	0.45%
カテゴリー																															
有担保	1.20%	1.10%	1.00%	0.90%	0.70%	0.65%	0.60%	0.50%	0.35%																						
無担保	1.30%	1.20%	1.10%	1.00%	0.80%	0.75%	0.70%	0.60%	0.45%																						
申 込 方 法	<p>融資対象（１） 別に定める申込書に振興財団の副申書を添えて取扱金融機関に申し込む。</p> <p>融資対象（２） 組合は中央会に申し込む。 申し込みを受けた中央会は内容を審査し、意見を付して取扱金融機関へ申し込む。</p>																														
申 込 先	保証協会、商工組合中央金庫、十八銀行、親和銀行、長崎銀行、佐賀銀行、西日本シティ銀行、福岡銀行、北九州銀行、肥後銀行、佐賀共栄銀行、たちばな信用金庫、九州ひぜん信用金庫、長崎三菱信用組合、近畿産業信用組合																														

(3) 緊急資金繰り対策貸付

ア 緊急資金繰り支援資金

項 目	内 容
融 資 目 的	取引先の倒産や自然災害による被災など急激な経営環境の変化により経営の安定に支障を生じている中小企業者に対し、資金の融通の円滑化による資金繰り支援を行い、当該中小企業者の経営の安定を図る。
融 資 対 象	県内において事業を継続し、かつ、県税を完納している中小企業者のうち、次のいずれかに該当する者。 (1) 連鎖倒産防止枠 次のいずれかの要件に該当する者 倒産企業（銀行取引停止処分企業を含む）に対し、売掛金債権等を有する関連中小企業者 知事が特に認めた企業に対し、売掛金債権等を有する関連中小企業者 (2) 災害復旧支援枠 台風、水害等の自然災害により事業所、商品、原材料等に被害を被った者 (3) 環境変化対策枠 災害その他これに準ずるもので知事が認める特別の事由による経営環境の変化等により、経営の安定に支障が生じている者で、知事が認める特定の地域で事業を行っている者
資 金 使 途	運転資金、設備資金 ただし、融資対象(1)については、運転資金のみ。
融 資 限 度 額	融資対象(1)、(2)及び(3)の融資対象毎に別枠で3,000万円。 ただし、融資対象(1)については、債権額を限度とする。
金 利	年2.30%
融 資 期 間	運転資金 7年以内(うち据置1年以内) 設備資金 10年以内(うち据置2年以内)
償 還 方 法	原則として分割払
担 保 ・ 保 証 人	取扱金融機関又は保証協会の定めるところによる。

項 目	内 容																														
保 証 料	<p>保証料率は、保証協会が判定する融資対象者の経営状況に応じて、下表のとおり9段階の中から設定する。 (融資額に対する年率)</p> <table border="1" data-bbox="437 427 1449 555"> <thead> <tr> <th>カテゴリ</th> <th></th> <th></th> <th></th> <th></th> <th></th> <th></th> <th></th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>有担保</td> <td>0.80%</td> <td>0.70%</td> <td>0.60%</td> <td>0.50%</td> <td>0.30%</td> <td>0.25%</td> <td>0.20%</td> <td>0.10%</td> <td>0.00%</td> </tr> <tr> <td>無担保</td> <td>0.90%</td> <td>0.80%</td> <td>0.70%</td> <td>0.60%</td> <td>0.40%</td> <td>0.35%</td> <td>0.30%</td> <td>0.20%</td> <td>0.05%</td> </tr> </tbody> </table> <p>ただし、経営安定関連特例保険1号から4号及び6号を利用する場合は年率0.25%、同保険5号を利用する場合は年率0.20%、同保険7号、8号を利用する場合は年率0.15%とする。</p> <p>なお、保証協会が定める定性要因を満たす事業者については、上記保証料率から所定の料率を割引く。</p>	カテゴリ										有担保	0.80%	0.70%	0.60%	0.50%	0.30%	0.25%	0.20%	0.10%	0.00%	無担保	0.90%	0.80%	0.70%	0.60%	0.40%	0.35%	0.30%	0.20%	0.05%
カテゴリ																															
有担保	0.80%	0.70%	0.60%	0.50%	0.30%	0.25%	0.20%	0.10%	0.00%																						
無担保	0.90%	0.80%	0.70%	0.60%	0.40%	0.35%	0.30%	0.20%	0.05%																						
申 込 方 法	<p>取扱金融機関又は保証協会が定める方法。</p> <p>ただし、融資対象(1)については、売掛金債権等の債権額が確認できる書類を添付する。</p> <p>融資対象(2)については、自治体が発行する罹災証明書等の被災証明書を添付する。</p>																														
申 込 先	<p>保証協会、商工組合中央金庫、十八銀行、親和銀行、長崎銀行、佐賀銀行、西日本シティ銀行、福岡銀行、北九州銀行、肥後銀行、三菱東京UFJ銀行、佐賀共栄銀行、たちばな信用金庫、九州ひぜん信用金庫、佐世保中央信用組合、福江信用組合、長崎三菱信用組合、長崎県民信用組合、近畿産業信用組合</p>																														

(4) 特別対策貸付

ア 再生支援資金

項 目	内 容																														
融 資 目 的	厳しい経営状況にあるが、経営改善計画を策定し事業の再生に努力する県内中小企業者に対し、資金調達の円滑化を図り、金融機関等と協調し事業再生の取り組みを支援する。																														
融 資 対 象	県内において事業を継続し、かつ、県税を完納している中小企業者のうち、次のいずれかに該当する者 (1) 中小企業再生支援協議会の支援を受け、事業再生が可能として再生計画(経営改善計画)を策定した中小企業者 (2) 厳しい経営状況(2期連続赤字決算、債務超過など)にはあるが、再建計画を策定し、経営改善に努力している中小企業者で取扱金融機関の推薦を得た者 (3) 経営の改善が必要として、商工会議所又は商工会の支援を得て経営改善計画を策定した中小企業者で、商工会議所又は商工会の推薦を得た者																														
資 金 使 途	運転資金、設備資金																														
融 資 限 度 額	5,000万円(ただし、運転資金は3,000万円とする。)																														
金 利	年2.35%																														
融 資 期 間	運転資金 7年以内(うち据置1年以内) 設備資金 10年以内(うち据置2年以内)																														
償 還 方 法	原則として分割払																														
担 保 ・ 保 証 人	取扱金融機関又は保証協会の定めるところによる。																														
保 証 料	保証料率は、保証協会が判定する融資対象者の経営状況に応じて、下表のとおり9段階の中から設定する。 (融資額に対する年率) <table border="1" data-bbox="435 1621 1450 1753"> <thead> <tr> <th>カテゴリ</th> <th></th> <th></th> <th></th> <th></th> <th></th> <th></th> <th></th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>有担保</td> <td>1.40%</td> <td>1.25%</td> <td>1.05%</td> <td>0.85%</td> <td>0.65%</td> <td>0.50%</td> <td>0.30%</td> <td>0.10%</td> <td>0.00%</td> </tr> <tr> <td>無担保</td> <td>1.50%</td> <td>1.35%</td> <td>1.15%</td> <td>0.95%</td> <td>0.75%</td> <td>0.60%</td> <td>0.40%</td> <td>0.20%</td> <td>0.05%</td> </tr> </tbody> </table> <p>ただし、経営安定関連特例保険1号から4号及び6号を利用する場合は年率0.60%、同保険5号を利用する場合は年率0.55%、同保険7号、8号を利用する場合は年率0.50%とする。</p> <p>なお、保証協会が定める定性要因を満たす事業者については、上記保証料率から所定の料率を割引く。</p>	カテゴリ										有担保	1.40%	1.25%	1.05%	0.85%	0.65%	0.50%	0.30%	0.10%	0.00%	無担保	1.50%	1.35%	1.15%	0.95%	0.75%	0.60%	0.40%	0.20%	0.05%
カテゴリ																															
有担保	1.40%	1.25%	1.05%	0.85%	0.65%	0.50%	0.30%	0.10%	0.00%																						
無担保	1.50%	1.35%	1.15%	0.95%	0.75%	0.60%	0.40%	0.20%	0.05%																						

項 目	内 容
申 込 方 法	<p>融資対象（１） 中小企業再生支援協議会が策定した再生計画（経営改善計画）書の写しを添え、取扱金融機関又は保証協会に申し込む。</p> <p>融資対象（２） 取扱金融機関又は保証協会の定める方法</p> <p>融資対象（３） 商工会等の推薦を受け、別に定める経営改善計画書を添え、取扱金融機関又は保証協会に申し込む。</p>
申 込 先	<p>保証協会、商工組合中央金庫、十八銀行、親和銀行、長崎銀行、佐賀銀行、西日本シティ銀行、福岡銀行、北九州銀行、肥後銀行、三菱東京ＵＦＪ銀行、佐賀共栄銀行、たちばな信用金庫、九州ひぜん信用金庫、佐世保中央信用組合、福江信用組合、長崎三菱信用組合、長崎県民信用組合、近畿産業信用組合</p>

イ 地域産業等支援資金

項 目	内 容
融 資 目 的	<p>過疎・離島半島地域の産業振興、地場産業の振興及び地域商店街の活性化に取り組む中小企業者並びに経営革新に積極的に取り組む中小企業者に対し、当該事業の遂行に必要な資金の融通の円滑化を図り、県内の産業振興に資することを目的とする。</p>
融 資 対 象	<p>県内において事業を継続し、かつ、県税を完納している中小企業者のうち、次のいずれかに該当する者</p> <p>(1) 地域産業振興枠</p> <p>次のいずれかの地域において、経営の合理化、近代化を図る中小企業者</p> <p>過疎地域自立促進特別措置法第2条に定める過疎地域 半島振興法第2条に定める半島振興対策実施地域 離島振興法第2条に定める離島振興対策実施地域 長崎県過疎対策推進本部設置要綱第2条第1項第5号に定める過疎地域</p> <p>(2) 地場産業振興枠</p> <p>次に掲げる地場産業に属する事業を営み、その経営の合理化、近代化を図る中小企業者であって、当該地場産業の振興に寄与するものとして市町長の推薦を受けている者</p> <p>県下全域</p> <ul style="list-style-type: none"> ・畜産食料品 ・魚介類のかん詰、びん詰及び海そう加工品 ・かまぼこ、ちくわ等の水産練製品 ・冷凍水産物 ・青干、塩干、煮干等の水産食料品 ・野菜、果物類のかん詰、びん詰及びつけ物 ・みそ、しょう油 ・カステラ等郷土菓子 ・清酒 ・輸送用機械器具(中小造船) ・真珠製品 ・陶磁器、同関連商品 <p>特定地域</p> <ul style="list-style-type: none"> ・焼酎(壱岐焼酎)・・・壱岐市 ・茶・・・東彼杵町、佐世保市世知原町 ・そうめん(島原手延そうめん)・・・南島原市西有家町、南島原市有家町 ・うどん(五島うどん)・・・新上五島町、五島市 ・石工品(阿翁石材)・・・松浦市鷹島町 ・農機具(松原鎌、蚊焼包丁)・・・大村市、長崎市 ・サンゴ製品・・・五島市 <p>その他知事が認める中小企業者</p> <p>(3) 商店街活性化枠</p> <p>県内において小売業又はサービス業を行う者(ただし、卸売業、製造業を行う者が小売業を開始する場合など、既存事業の業容拡大を図る者を含む)のうち、商店街の活性化に資するものとして、商工会議所又は商工会より認定を受けた者であって、次のいずれかに該当する者</p> <p>商店街を構成する店舗の改装を行う者 商店街に新たな店舗を出店する者</p>

項 目	内 容																														
融 資 対 象	(4)ベンチャー企業支援枠 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第9条に規定する知事又は大臣による経営革新計画承認企業であって、その承認を受けた経営革新計画に従って事業を行う者																														
資 金 使 途	運転資金、設備資金																														
融 資 限 度 額	1企業当り 2,000万円 ただし、融資対象(3)については、2,000万円(うち運転資金は500万円)また、運転資金は設備資金の2分の1を限度とし、運転資金のみの利用はできない。 融資対象(4)については、5,000万円(うち運転資金は2,000万円)																														
金 利	年2.35% ただし、融資対象(3)については、1.95%																														
融 資 期 間	運転資金 7年以内(うち据置1年以内) 設備資金 10年以内(うち据置2年以内)																														
償 還 方 法	原則として分割払																														
担 保 ・ 保 証 人	取扱金融機関又は保証協会の定めるところによる。																														
保 証 料	保証料率は、保証協会が判定する融資対象者の経営状況に応じて、下表のとおり9段階の中から設定する。 (融資額に対する年率) <table border="1" data-bbox="434 1310 1449 1442"> <thead> <tr> <th>カテゴリ</th> <th></th> <th></th> <th></th> <th></th> <th></th> <th></th> <th></th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>有担保</td> <td>0.80%</td> <td>0.70%</td> <td>0.60%</td> <td>0.50%</td> <td>0.30%</td> <td>0.25%</td> <td>0.20%</td> <td>0.10%</td> <td>0.00%</td> </tr> <tr> <td>無担保</td> <td>0.90%</td> <td>0.80%</td> <td>0.70%</td> <td>0.60%</td> <td>0.40%</td> <td>0.35%</td> <td>0.30%</td> <td>0.20%</td> <td>0.05%</td> </tr> </tbody> </table> <p>ただし、経営革新特例保険を利用する場合は、年率0.35%とする。 なお、保証協会が定める定性要因を満たす事業者については、上記保証料率から所定の料率を割引く。</p>	カテゴリ										有担保	0.80%	0.70%	0.60%	0.50%	0.30%	0.25%	0.20%	0.10%	0.00%	無担保	0.90%	0.80%	0.70%	0.60%	0.40%	0.35%	0.30%	0.20%	0.05%
カテゴリ																															
有担保	0.80%	0.70%	0.60%	0.50%	0.30%	0.25%	0.20%	0.10%	0.00%																						
無担保	0.90%	0.80%	0.70%	0.60%	0.40%	0.35%	0.30%	0.20%	0.05%																						
申 込 方 法	取扱金融機関又は保証協会が定める方法。 ただし、融資対象(2)については、別に定める市町長の推薦書を添付する。 融資対象(3)については、別に定める商工会等の認定書を添付する。 融資対象(4)については、知事又は大臣による承認書の写しを添付する。																														
申 込 先	保証協会、商工組合中央金庫、十八銀行、親和銀行、長崎銀行、佐賀銀行、西日本シティ銀行、福岡銀行、北九州銀行、肥後銀行、三菱東京UFJ銀行、佐賀共栄銀行、たちばな信用金庫、九州ひぜん信用金庫、福江信用組合、長崎三菱信用組合、長崎県民信用組合、近畿産業信用組合																														

ウ 産業振興ビジョン推進資金

項 目	内 容
融 資 目 的	<p>(1) 県内中小企業が、長崎県産業振興ビジョンに定める特定分野での事業拡大や新規参入を図る場合の資金調達を支援し、同ビジョンの推進を図る。</p> <p>(2) 産業労働部が実施する地場企業への補助事業と連携した低利の融資制度を設け、一定の雇用を伴う設備投資を強力に支援し、雇用の拡大を図る。</p> <p>(3) 産業労働部が実施する電気自動車及びプラグインハイブリッド車の導入に対する補助事業と連携した低利の融資制度を設け、長崎県EV・PHVタウン構想の推進を図る。</p> <p>(4) 県内中小企業が、太陽光発電及び省エネルギー設備を導入する場合の資金調達を支援し、太陽光発電及び省エネルギー設備の普及促進を図る。</p>
融 資 対 象	<p>県内において事業を継続し、かつ、県税を完納している中小企業者のうち、次のいずれかに該当する者</p> <p>(1) 長崎県産業振興ビジョンに定める特定分野の対象企業として、県が認定する企業</p> <p>(2) 一定の雇用を伴う設備投資を行う地場企業で「工場等立地促進補助金」の対象企業</p> <p>(3) 「長崎県EV・PHVタウン推進補助金」により電気自動車又はプラグインハイブリッド車を導入する企業</p> <p>(4) 太陽光発電設備及び別に定める省エネルギー設備を設置する企業</p>
資 金 使 途	<p>運転資金、設備資金</p> <p>ただし、融資対象(3)及び(4)については、設備資金に限る。</p>
融 資 限 度 額	<p>2億円(ただし、運転資金は5千万円)</p> <p>ただし、融資対象(3)については、事業費から補助額を控除した額の80%を限度とする。</p> <p>融資対象(4)については、設置にかかる事業費を限度とする。</p>
金 利	<p>年1.90%</p>
融 資 期 間	<p>運転資金 7年以内(うち据置1年以内)</p> <p>設備資金 10年以内(うち据置2年以内)</p>
償 還 方 法	<p>原則として分割払</p>
担 保 ・ 保 証 人	<p>取扱金融機関又は保証協会の定めるところによる。</p>

項 目	内 容
保 証 料	年 0 . 2 %
申 込 方 法	別に定める県による認定書等の写しを添付し、取扱金融機関に申し込む。
申 込 先	保証協会、商工組合中央金庫、十八銀行、親和銀行、長崎銀行、佐賀銀行、西日本シティ銀行、福岡銀行、北九州銀行、肥後銀行、三菱東京UFJ銀行、たちばな信用金庫、九州ひぜん信用金庫、佐世保中央信用組合、福江信用組合、長崎三菱信用組合、近畿産業信用組合

エ 創業バックアップ資金

項 目	内 容
融 資 目 的	<p>(1) 商工会議所及び商工会の創業支援と連携した融資制度を創設し、県内における創業を積極的に推進する。</p> <p>(2) 責任共有制度対象外の保証制度を活用した低利な融資制度とし、創業者の資金調達を支援する。</p>
融 資 対 象	<p>県内において新たに創業しようとする者、または創業後一定期間未満の者で、次の各号の全てに該当する者</p> <p>(1) 次のいずれかに該当する者 事業を営んでいない個人であって、次に該当する者 1 箇月以内に新たに事業を開始する具体的計画を有すること 2 箇月以内に新たに会社を設立し、当該会社が事業を開始する具体的な計画を有すること 事業を開始した日以後5年未満であること 会社を設立した日以後の期間が5年未満であること</p> <p>(2) 次のいずれかに該当する者（法人の場合は代表者が次のいずれかに該当するもの） 商工会議所又は商工会の指導を受け事業計画書を策定した者で、商工会議所又は商工会の推薦を得た者 開業業種と同一事業に3年以上従事した経験のある者 特許法、実用新案法又は意匠法に基づく設定登録を受けた者で、その技術を実用化するため新たに事業を開始しようとする者 法律に基づく資格を有する者で、その資格を生かして新たに事業を開始しようとする者</p> <p>(3) 県内に住所を有する者（法人の場合は代表者）</p> <p>(4) 県税を完納している者（納期が到来している者に限る）</p>
資 金 使 途	<p>運転資金、設備資金</p>
融 資 限 度 額	<p>2,500万円 ただし、融資対象(1)、については1,000万円に自己資金を加えた額</p>
金 利	<p>年2.20%</p>
融 資 期 間	<p>運転資金 7年以内（うち据置1年以内） 設備資金 10年以内（うち据置2年以内）</p>
償 還 方 法	<p>取扱金融機関の定めるところによる。</p>

項 目	内 容
担保・保証人	取扱金融機関又は保証協会の定めるところによる。
保 証 料	年 0 . 6 0 %
申 込 方 法	別に定める事業計画書を添付し、取扱金融機関へ申し込む。 ただし、融資対象（２）については別に定める推薦書を添付する。
申 込 先	保証協会、商工組合中央金庫、十八銀行、親和銀行、長崎銀行、佐賀銀行、西日本シティ銀行、福岡銀行、北九州銀行、肥後銀行、三菱東京UFJ銀行、佐賀共栄銀行、たちばな信用金庫、九州ひぜん信用金庫、佐世保中央信用組合、福江信用組合、長崎三菱信用組合、長崎県民信用組合、近畿産業信用組合